

告 示

埼玉県告示第三百三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和二年三月三十日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社小澤鉄筋

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県朝霞市宮戸二丁目四番一〇―七〇六号

ハ 代表者の氏名

小澤 正人

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第二三一二五号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社小澤鉄筋の役員は、刑法違反の罪により、川越簡易裁判所から罰金十
万円の略式命令を受け、平成二十九年三月二十四日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第八号に該当する者のあるも
の）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可
の取消し事由に該当する。